

境界トラブル! できれば、その前に...

- 私の土地に断りもなく物を置かれてしまった。
 - 勝手に塀を作られてしまった。
 - 私の土地に生えている木を切られてしまった。
 - 私の土地を勝手に削られてしまった。
 - 私の土地に勝手に土砂を入れられてしまった。
- などなど……このような境界トラブルの多くは、境界が明確でないためにおこるものです。隣家といつまでも良い関係を保つためにも、トラブルになる前に、土地家屋調査士に依頼して、事前に境界をしっかりと明確にすることをおすすめします。

裁判に頼る、その前に... 境界問題解決センターふくおか

もしも、トラブルになった時は、お気軽に「境界問題解決センターふくおか」にご相談ください。当センターは、当事者の話し合いがうまくいかない場合に、「土地家屋調査士」と「弁護士」が協力して紛争解決の調停をスムーズにすすめ、裁判によらない問題の解決を目指して、お手伝いいたします。



土地の
境界問題は
境界問題解決
センターふくおかへ
ご相談ください。



認定紛争解決サービス
認証番号 第168号
法務大臣認証取得



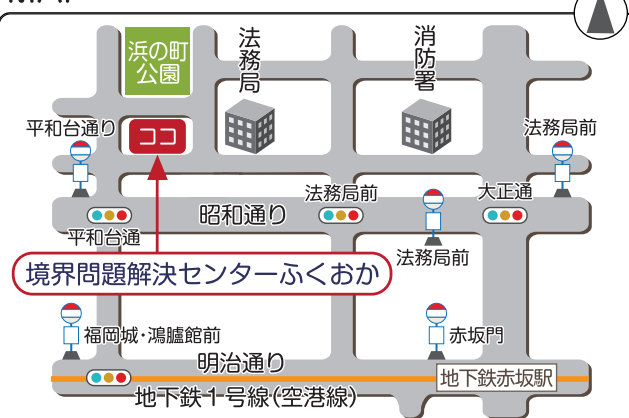
とちかおくちょうさし 土地家屋調査士

土地家屋調査士は、土地家屋調査士法に定められた国家資格者で、土地・建物の表示に関する登記に必要な調査・測量・登記申請などを所有者に代わって行うことを業とする専門家です。

相談と調停

所定の研修を受け会長が任命した土地家屋調査士と福岡県弁護士会の会長が推薦した弁護士が、非公開で双方の言い分をよく聴いた上で公平・中立な立場で話し合いで解決出来るよう、協力して相談と調停を行います。

MAP



受付

まずはお電話を!!

センターをご利用の前に、福岡県土地家屋調査士会などによる**無料相談会**をご案内します。

福岡県土地家屋調査士会
境界問題解決センターふくおか

ADR
Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号
ライブピア舞鶴 201号

TEL (092) 741-5884
FAX (092) 731-5202



2024.2

境界のトラブル ご相談ください!

土地家屋調査士と弁護士が
問題の解決をお手伝いします。



ADR
Boundary Line Center Fukuoka

境界のトラブルが発生したら…境界問題解決センターふくおかをご活用ください。

トラブル解決までの流れ

まずは、
お電話を!!

境界問題
解決センターふくおか
電話受付
TEL(092)741-5884

境界
トラブル
の発生

昔から
ここまでが
ウチの土地
なのよ!

そんな
はずはない!

A 相談申出費用

C 調停申立費用

E 成立費用

F 調査・測量、鑑定費用



登記
手続き

境界標
設置

調停
成立

合意書
の作成

相手方に連絡して
出席をお願いします
相手方が期日(話し合い)に
出席されない場合は
手続きを進められません。

相談

申出人・
土地家屋調査士・
弁護士が
同席します

調停
申立

納得
解決

調停
期日

申出人・相手方・
土地家屋調査士
2名・弁護士が
同席します

境界問題解決
センターふくおかに
相談して
良かったわ!

いや〜、
本当に
助かった!!

B 事前調査費用

第2回目以降
D 期日費用

調停不成立

その他の相談機関等への紹介

合意書作成までの費用 (金額はすべて消費税別)

相談

- A 相談申出費用 (相談者負担)
…30,000円 (一回、2時間以内)
- B 事前調査費用 (資料の補完必要時・相談者負担)
…50,000円に実費 (印紙代等を加算)

調停

- C 調停申立費用 (申立人負担)
…40,000円 (第1回目の期日費用を含む)
- D 期日費用 (第2回目以降)
…30,000円 (一回、2時間以内)
- E 成立費用
…解決額の8% (最低70,000円)

補助業務

- F 調査・測量、鑑定費用 (必要に応じ)
…事前の見積による

合意書作成後の費用

境界標設置費用、登記手続、登録免許税 その他